

平成 19 年度大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会
第 2 回利用対策部会
議事録

◆日 時 平成 20 年 1 月 15 日 (火) 13:30 ~ 16:00

◆場 所 春日野荘 故傍の間

◆出席者

<委員等>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授 (利用対策部会長)
西田 正憲	奈良県立大学 教授
日比 伸子	樺原市昆虫館 資料学芸係長
横村 久子	京都女子大学 教授 (ご欠席)
村上 興正	元京都大学 講師

<関係機関>

国土交通省近畿運輸局 奈良運輸支局	葛城 滉男 首席運輸企画専門官
林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	莊司 庄一 流域管理調整官
奈良県企画部観光交流局観光課	(ご欠席)
奈良県農林部森林保全課	中川 康博 係長
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村建設産業課	福本 清 課長 松島 克典 主幹
川上村地域振興課	辰巳 龍三 主事
大台町産業課	(ご欠席)
上北山村商工会	(ご欠席)
近畿日本鉄道(株) 大阪輸送統括部運輸部営業課	桐間 昭 課長 速水 悅美 課員
奈良交通(株) 乗合バス事業部	後藤 秀雄 営業課長
奈良県タクシー協会	岩橋 宣禎 専務理事
吉野熊野観光開発(株)	林 彪 専務取締役

(以上敬称略)

<事務局>

環境省	
近畿地方環境事務所	田邊 仁 統括自然保護企画官 杉田 高行 国立公園・保全整備課長 福原 裕 国立公園・保全整備課 自然保護官 櫻澤 裕樹 // //
吉野自然保護官事務所	羽井佐 幸宏 自然保護官 釜田 淳志 自然保護官補佐
(株)スペースビジョン研究所	宮前 保子

◆議事

- (1) 西大台利用調整地区モニタリング調査について
- (2) 平成19年度利用対策調査・事業について
- (3) その他

◆議事録（会議は公開で行われた）

■挨拶（環境省近畿地方環境事務所 田邊統括自然保護企画官）

年が明けまして、これから年度末へ向かおうという、ご多忙のところ、ご出席をいただき、どうもありがとうございます。今回の利用対策部会は、第2回目ということですが、ご存知のように、昨年の9月1日から、西大台利用調整地区の運用が開始されまして、それに伴い開始されましたモニタリングの結果について、ご検討いただくという場でございます。西大台利用調整地区につきましては、地元の方々、関係機関の方々、利用対策部会の先生方、たくさんの方々にご協力をいただいて、ようやくスタートしたところでございます。その結果についてご報告させていただいて、運用の間の利用による影響などについて、ご報告させていただくことにしております。

9月から11月までの3ヶ月程の運用期間ということで、どれくらいの効果があったか、ということについては、なかなか表現が難しいところもあると思いますが、これから、本格的に、年間の運用に向けて、色々な問題が出てくるのではないかと思っておりますので、その点についても、色々とご意見をいただいて、それをいい方向に持っていくように、努力していきたいと考えております。短い時間ではありますが、調査結果をご検討いただきまして、ご意見いただければと思っております。本日はよろしくお願ひいたします。

■出席者紹介・資料確認

（省略）

■議事（会議は公開で行われた）

長嶋座長：

今年は、いよいよ利用調整地区が始まったということで、具体的に色々な問題が出てきていると思いますので、皆さんから忌憚の無いご意見をいただきたいと思います。今日は、モニタリング調査に関する結果、それから、本年度実施の利用対策調査の結果についての資料を提供しております。それぞれについて具体的な議論をいただきたいと思います。モニタリングについては、資料1にもありますように、利用実績がどうであったのか、団体利用等の状況、利用者意識に関する調査、利用の質に関する調査、歩道現況調査等がございます。それぞれに重要な課題ですので、区切りながら、それぞれ意見をいただきたいと思います。また、今日の評価結果については、今月21日の協議会に、意見として提出する必要がございますので、皆さんからのご意見をいただきたいと思います。

（環境省より資料1-1-1から資料1-1-3、P13まで説明）

長嶋座長：

利用実態や利用の影響等についてご説明いただきました。この点について、ご意見のある方は

お願いいいたします。

田村委員：

利用調整地区に関するモニタリングですが、動物については、土壤動物と鳥類だけを調査していますが、どうしてシカが調査対象に入らないのでしょうか。午前中の森林生態系部会でも、シカの保護管理について、全く記載がないのは不自然だという意見が出ましたが、これは、何故なのでしょうか。

環境省：

今回のモニタリングで、シカに関する調査が入っていないのは、昨年度末に作られましたモニタリング計画に入っていなかったためです。調査対象に入れた方がよいということであれば、新たなモニタリング項目として考えるか、もしくは、今、シカの保護管理の方で実施している調査のデータを、利用の観点から見直して、どんなことがいえるか、ということを検討する必要があると思います。

田村委員：

モニタリングの評価は、森林生態系部会と利用対策部会とで評価することになっていますが、シカの保護管理に関する部会も存在するわけで、部会としては、他の部会よりも歴史が古いわけです。そこで全く評価をしないというのは、組織的にいって、おかしい話ではないでしょうか。大台ヶ原にとって、シカというものは非常に大きな存在ですよね。シカの存在を無視して評価するというのは、配慮が欠けているのではないかでしようか。

長嶋座長：

これは、非常に大事な意見として、お考えいただきたいと思います。この利用対策部会と森林生態系部会での評価結果を受けて、評価委員会でも議論いたしますが、そのことにも関わってきます。これについてはいかがでしようか。

環境省：

昨年度末のモニタリング計画に基づいて、これまで実施してきていることがありますので、すぐにシカに関する調査項目を、今回の結果に入れるということは間に合わないと思います。シカのモニタリングと利用調整地区の効果との関係について、もう少し検討していただく必要があると思います。そのことを含めて、平成20年度のモニタリング計画で、あるいはその先で、あらためて整理するということでよろしいでしようか。

田村委員：

私は納得できません。

村上委員：

仰るとおり、シカの問題というのは重要なのですが、利用調整というのは、人の利用を制限することによって自然がどうなったのか、ということを中心にはしていますので、そこにシカの問題が入るのかというと、少し合わないと思います。むしろ、自然が、シカによって、どれくらいダ

メージを受けていますか、という視点で、ニホンジカ保護管理部会で扱うべきだと思います。利用調整地区に関する調査の中に、シカの問題を入れるのは違うと思います。植生についても、人の利用の影響も受けますが、シカの影響も受けますから、どちらの影響が分からぬ場合があります。そういうものは、希少植物でも、調査対象からはずすというふうに考えています。ただし、大台ヶ原の森林にとって、シカの影響が大きいことも事実ですから、その問題は別個に扱う必要があると思います。利用調整の中で扱うのは違うと思います。

長嶋座長：

これは、非常に大きな問題であり、全体を考える必要がありますので、評価委員会の場で、あらためて協議するべきだと思います。今回は、先に進みたいと思います。

今年度は、西大台地区の年間の利用者数の分布が、8月の駆け込み利用のため、これまでとは異なる分布を示していますが、8月の利用の詳しい実態については、把握していますか。

環境省：

8月の西大台地区の約5千人の利用者の属性等については、残念ながら把握していません。8月には、団体ツアーが多く企画されたということから、団体ツアーの人が多かったのではないかと推測しています。

村上委員：

カウンター調査による大台ヶ原の利用者数と、ビジターセンター調べによる利用者数約18万人とが、大きくかけ離れていますが、これは何故ですか。

環境省：

利用者数に関しては、2種類の調査がありまして、18万人が、大台ヶ原の駐車場の正午の駐車台数を基に計算した推定値です。カウンター調査の方は、実際にカウンターの前を人が通った数を自動的に記録した数値です。この差については、以前の調査で、大台ヶ原の利用形態として、歩道に入らずに、ドライブだけで帰る人もかなりの割合でいるということが分かっています。前者については、そういった駐車場の利用者の推定値として出しております。

村上委員：

両者の数値の差があまりにも大きいので、計画検討のための基準にならないのではないかという危惧を感じます。

事務局：

以前に、カウンターの精度が問題になったときに、出入り調査を行って、カウンターの精度を検証しています。複数の人が横並びで機械の前を通り過ぎたとき、一人とカウントされることがあります、実数よりも若干少なくカウントされる傾向があることが分かっています。団体での利用が多いほど、この傾向は強くなると考えられます。そのため、カウンター調査による利用者数については、カウンターの前を通った人の最低限の数であるといえます。こういった誤差を防ぐためには、カウンターの前の道幅を狭めて、一人ずつカウンターの前を通るようにするといった措置をとる必要があると考えています。

もうひとつの原因是、カウンターの設置されているところまで行かない人が、かなりの割合でいるということがあります、これについては、今のところ実態が分かっていないのが現状です。

村上委員：

カウンターの前に人を置いて、実数を調べているのですよね。それならば、実数と記録数との相関から、利用者数が推定できますね。利用調整地区の目的にとって、利用者数というものは非常に重要な意味を持っていますので、この点についてはきちんと整理していただきたいです。

環境省：

カウンターの精度調査から、カウンターの記録数と実数との間の係数が出せるので、今後は、この係数で補正した数値も合わせて報告したいと思います。

(環境省より資料1-1-3、14ページから33ページについて説明、事務局より資料1-1-3、34ページから37ページについて説明)

長嶋座長：

今回の利用者のアンケートの中で、ガイドを利用した人の数や、ガイドに対する評価などについては調査していますか。

環境省：

ガイドを利用した人の数や評価については、調査項目に入れておりませんでした。

西田委員：

今回、非常に詳細なデータを出しておられて、多大な労力をかけられたのだろうと思いますが、今後、こういう資料を活かしていくかねばならないと思います。総体としては、利用調整地区の開始によって、質の高い利用が可能になってきたということが、アンケートの満足度などからも、感じられました。一方で、利用調整が、必要以上に大きな抑止効果をもたらしたのではという気もしました。初年度ですので、駆け込み需要もあって、通年としては、例年の倍近い利用者があったわけですが、この点については、もう少し様子を見る必要があると思います。抑止効果が出すぎた原因として、認定手続きそのものにも問題があるのではないかと思います。アンケートの自由意見でも、簡略化を求める意見が出ていました。認定手続きについて、このような不満に対して、改善措置をとる可能性はあるのか、ということをお聞きしたいと思います。

もう一点は、入山時刻が、従来のピーク時刻から、9時から12時に分散している傾向がみられましたが、これは何故なのか、入山時刻の分散と、レクチャーの時刻が関係しているのかどうか、推測できる点があれば、お聞かせ願いたいと思います。

もう一点は、歩道現況調査のところで、8月までの団体などによる植生の踏み荒らしがあったというお話をしたが、8月の駆け込み利用の影響というものは、どういったものだったのでしょうか。目視の範囲でも結構ですので、分かったことがあれば、教えていただきたいと思います。

環境省：

認定手続きについては、改善できるところは、できるだけ改善していこうという考え方でおりま

す。今年は3ヶ月間だけの実施であったということもあるので、まず、来年度、フルシーズンを通して実施してみてから、再度、検討する必要があると考えています。

入山時刻の分散傾向とレクチャーとの関係については、あまりつかめていません。また、最初のレクチャーの開始時刻が7時半ですが、もっと早くから入山したい人がいるのではないか、と心配していましたが、そういうことも、あまり、ありませんでした。

駆け込み利用による影響については、数値的に示せるものではありませんが、職員の巡回等の際に、職員が見た感じでは、やはり8月以降、歩道周辺の植生が、若干、荒れているという印象は持っています。

田村委員：

資料1-1-3の27ページでは、「団体申請」という言葉が使われていて、28ページでは「グループ」という表現が使われています。2人以上であれば、「団体」だということなのでしょうが、一般的な「団体」の概念とは離れていると思いますので、このあたりの統一が必要だと思います。

また、レクチャーの担当者が、当初、我々がデモを見せてもらったときの担当者と変わっていますが、その理由を聞かせてください。また、巡回の担当は、どういう形で行われているのでしょうか。それについてもお聞かせください。

環境省：

資料1-1-3の該当箇所については、用語を統一したいと思います。

レクチャーの担当者については、現在、3人で担当しています。全てビジターセンターに勤務している「ふれあいコーディネーター」です。当初、2名（第1回利用対策部会でレクチャーを実演した人も含む）が担当することになっていましたが、2名では、毎日実施するのが難しいので、9月から1名増やして、3人で、交代で実施しています。そのため、以前、皆さんに見ていただいたときと、担当が違う場合もあります。

巡回の体制ですが、巡回員については、森林組合に業務をお願いしています。これは、入札を行って決定しました。8月末から11月末まで、毎日、複数人数で巡回を行いました。また、環境省職員も、利用調整の開始直後の、9月の第1、第2週の土日や、利用集中期には、巡回を行いました。

田村委員：

ふれあいコーディネーターの給料はどこから出ているのですか。その正式な身分は何ですか。

環境省：

身分は、派遣職員です。人件費は、環境省から、業務請負先に支払われています。業務請負先は、入札で決定されました。

日比委員：

西田先生のお話とも関連するのですが、利用調整地区に行かれた方のお話を伺っても、手数料1,000円を払って、少し面倒な手続きが必要ですので、やはり、皆さん、それなりの準備、心構えで行かれて、レクチャーも一生懸命聞かれており、それが、こういったアンケート結果になっているのかなと思います。ただ、抑止効果の方も予想以上に大きいと思います。樺原市昆虫館で

も、リーフレットを置いているのですが、大台ヶ原に行けなくなつたと誤解する人が多いです。東大台の方でも、利用者が減っている傾向がありますので、来年度に向けて、大台ヶ原について、もっとよく知つてもらつて、もっと多くの人に来ていただきて、さらに深く大台ヶ原を楽しみたい人は西大台へ、という導き方をしていく必要があると思います。西大台に入れないのではなくて、より良く入つてもらうための制度である、というふうにPRをしていただけたらと思います。

田村委員：

キャンセル数が多い理由とも関わるのですが、立入日の2週間前までの申込み期限を、せめて1週間前にできないでしょうか。今回のデータからは1週間でいけるという根拠はありませんので、単なる希望ですが、2週間を1週間にすれば、キャンセル率も減るのではないかと思います。

長嶋座長：

時間の方も、少なくなっていますので、資料1-2のモニタリング評価について、これは、協議会に提出する資料の原案となっていますが、これについてご説明いただきたい、皆さんからのご意見をいただきたいと思います。

環境省：

資料1-2の前に、簡単に、資料1-3についても、ご説明させていただきたいと思います。

(環境省より資料1-3、1-2について説明)

長嶋座長：

調査の評価については、短期間の実施に基づいた評価であり、暫定的な評価であるということが分かるように、但し書きを加えていただきたいと思います。他に何かありますでしょうか。

森林生態系部会では、科学的根拠ということで、かなり厳しい議論がありましたが、利用対策部会に関する調査については、比較的よくまとまっていると思います。特に異論が無いようなので、今のような但し書きを加えて、協議会の方に報告するということにしたいと思います。

(環境省より資料2について説明)

長嶋座長：

今回は、「中間報告」ということで、次回、より詳しい報告をしていただくことになりますが、利用対策関係全般で、何か意見がありましたらお願ひします。

村上委員：

資料2の、8ページの表7と9ページの表8が対応していないですね。路肩駐車がどのくらいあったのか、ということを書く必要があると思います。また、渋滞の発生時間と場所なども、新たに加えるべきでしょう。これらは、大台ヶ原にとって大きな問題ですから、基礎情報として載せる必要があると思います。表7には路肩駐車の情報があるのに、表8には無いので、比較しにくいです。そのため、最後の結論が分かりにくいです。渋滞に関する情報を整理して、どうしたら改善できるのか、ということに結びつけていただきたいです。

長嶋座長：

公共交通の利用促進キャンペーンの成果については、どの程度把握しておられるでしょうか。特に、今年は、例年とは異なる状況だったと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

事務局：

本日の資料にはありませんが、公共交通利用促進キャンペーンの成果については、山上でアンケートを取っておりますので、昨年度の結果と比較しながら、また、ご報告したいと思っております。

奈良交通（株）・後藤：

この秋の当社の路線バスの状況ですが、日比先生のお話にもありました、大台ヶ原には来れない、来ても入山できないという誤解が広まっていると思います。当社の路線バスの客も3割減となっていまして、平成20年度には、減便もやむを得ない状況となっています。軽油価格も上昇していますので、当社の経営状況も芳しくない中、効率化を進める必要が出てきています。この秋の状況をみると、利用調整の規制が続く限り、お客様の数が回復することはないと考えています。ピーク時には、午前中に3便出しておりましたが、2便に減らさざるを得ないと思っています。

また、環境省の自然再生のホームページについてですが、マイカーを利用する方への情報提供はこれでよいかと思いますが、公共交通の利用を促進していくうといでのあれば、例えば、近鉄や奈良交通のホームページとリンクして、バスの時刻や鉄道との連絡などについて取り上げていただくべきではないでしょうか。マイカーを規制して、公共交通の利用を促進していくためには、ホームページでも、そういったPRをしていただけたらと思います。

長嶋座長：

非常に意味のあるご意見だったと思います。これについてはどうでしょうか。

事務局：

近鉄、奈良交通のホームページとのリンクについては、現在もしております、時刻表等の詳しい情報が見られるようになっていますので、また、ご確認ください。

近畿日本鉄道（株）・速水

利用調整地区のポスターは、非常に効果があったと思います。というのは、このポスターは、西大台へは入れませんよ、というポスターだったと思うのですが、初めての人は、西大台といわれても分からないので、大台ヶ原全体が入れないと思った人が多かったと考えられます。西大台、東大台というのは、一回行ったことがある人がいう話で、初めての人は、大台ヶ原はひとつだと考えていると思います。今後は、「大台ヶ原の一部が入山規制されている」といった表現にして欲しいと思います。マイカーで来る人は、大台ヶ原まで来て、入山できないことを知っても、他所へ行けますが、公共交通で来る人にとっては大きな問題です。せっかくポスターを貼ってもらうのですから、その辺りを考慮していただいて、出来るだけ公共交通機関に乗っていただくように進めていただきたいと思います。

長嶋座長：

今のお話は、地域振興とも関わることですので、慎重に進めていただきたいと思います。

上北山村松島：

上北山村でも、全ての観光施設で利用者が3割減少しております、最悪の状態です。国道の通行規制の影響もありますが、西大台の利用調整の影響で、東大台も入れないという誤解を招いているのではないかと思います。先ほども、申込み期限の2週間前を1週間前にできないか、というお話がありましたが、上北山村といたしましては、前日でも、窓口の森林組合に来ていただいたら、空きがある場合には入れるようにする、などの対応をしないと、観光客も増えないと思っております。その辺りを、どうぞよろしくお願ひいたします。

長嶋座長：

認定のルールについては、何を、どう改善すればいいのか、きちんと議論する必要があると思いますので、改善点について具体的にご提案いただいて、あらためて利用対策部会で検討したいと思います。基本的には、もう1年、様子を見て、次の期間に改善したいと考えます。今すぐに、ルールを変えるというのは適切ではないと思います。

環境省：

東大台への影響については、やはり、まだ誤解があるということですので、その点については、引き続き、誤解を招かないような広報の方法を工夫していきたいと思います。

認定手続きの変更については、制度上、時間がかかると思いますが、ご要望の中で、可能なものがあれば、検討したいと思います。少し時間はかかると思いますが、良い制度にしていきたいと思いますので、その点はご理解いただきたいと思います。

奈良県タクシー協会・岩橋：

公共交通の補完という意味で、少し情報提供したいと思います。奈良交通さんも、お客様の減少で、減便を余儀なくされているというお話でございますが、タクシー業界では、最近、法改正によって、今までのイメージとは違うタクシーが利用可能になっています。バスが足りない部分を補完することができる乗合タクシーなどの方法も可能になっておりますので、この利用対策部会の方から、こういう方法が取れないか、といったご提案があれば、利用できる方法を検討して、業界としても対応できますので、また、そういう点もご検討いただきたいと思います。

日比委員：

樅原市昆虫館では、3月11日から5月18日まで、大台ヶ原をテーマとした企画展を予定しています。その中で、利用調整地区のことや、公共交通の利用促進、地域の活性化などに少しでもお役に立てればと思っております。関係者の皆様にも、資料の提供など、色々とお願いしておりますが、少しでも面白く、皆さんに興味を持ってもらえるような企画展にしたいと考えていますので、上手に利用していただければと思います。また、今回の展示が終わった後、巡回展をしていきたいと考えています。上北山村や、奈良県内で何箇所か、近隣の三重や大阪の方でも展示を行いたいということで、博物館同士のネットワークも使って、調整を進めています。こちらの利用

対策部会ともいつしょに、キャンペーンをできればと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

長嶋座長：

非常に建設的で、総合的なお話だったと思います。

時間も迫ってきましたが、おそらく協議会では、さらに厳しい意見も出ると思いますが、今後、利用対策部会でも、さらに建設的な議論を深めていきたいと思います。今回、あまり議論できなかつた部分もありますし、ガイド制度をどうするかといった部分も含めて検討していきたいと思います。今日の議論は、ここまでとしたいと思います。

(環境省より資料3について説明)

田村委員：

スケジュールでは、1月21日の協議会に「平成20年度計画」を提出することになっていますが、今日の利用対策部会では、平成20年度の計画を論議していないのに、何を協議会に報告するのですか。平成20年度計画は、2月18日の利用対策部会で検討するのではないですか。それなら、1月21日の協議会には、報告できないでしょう。

環境省：

利用対策部会の平成20年度実施計画については、2月18日の利用対策部会で検討させていただきます。21日の協議会には、本日の森林生態系部会と利用対策部会のモニタリングに関する評価結果について報告いたします。

田村委員：

それは平成20年度の結果ではないですよね。平成20年度計画については、協議会に何を報告するのですか。

環境省：

平成20年度計画という同じ言葉を使っているので、混乱が生じているのだと思います。21日の協議会では、平成19年度の利用調整地区の運用の実績報告と、平成20年度の運用計画について合意形成を図りたいと考えています。この部会で、「年度計画」と呼んでいますのは、自然再生の計画のことですが、紛らわしい表現になっておりましたので、その点は、お詫びいたします。

田村委員：

協議会に提出する平成20年度計画の原案というのは、もう出来ているのですか。それは、この部会で論議しなくてもいいのですか。

環境省：

協議会に提出する平成20年度計画は、西大台地区利用適正化計画に関するものになりますが、それについては、本日の部会で、変更の必要なしという結論をいただきましたので、次年度も、引き続き運用していきたいということです。

■挨拶（環境省近畿地方環境事務所 田邊統括自然保護企画官）

今日は、熱心なご検討をいただきまして、どうもありがとうございました。大変参考になる具体的なご提案をいただきましたので、今後の利用調整地区の運用に、また、利用対策の推進に活かしていきたいと思います。平成20年度の利用調整地区につきましても、1月21日の協議会を経て、運用方針を決めることになっています。次年度の利用調整の開始まで、3ヶ月程ありますので、出来ることについては、前向きに考えていきたいと思っております。また、今回の利用調整地区は、利用対策の中の、柱の一つであります、総合的な利用対策を進めるためには、検討しなければならないことが、たくさんございます。引き続き、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。今日は、どうもありがとうございました。